

都市計画の案に関する公聴会

開催日時：令和2年8月14日 19時
場 所：小笠原村役場

【議長（都市計画課長）】 それでは、定刻となりましたので、これより都市計画法第16条第1項及び東京都都市計画公聴会規則に基づく、都市計画の案に関する公聴会を開催いたします。

私は、本日議長を務めます東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公述を始めていただく前に、本日の公聴会の趣旨及び運営につきまして、簡単に御説明いたします。

現在、東京都では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画変更手続を進めております。この手続の一環といたしまして、令和2年7月1日から同月15日まで、当方針の原案を都民の皆様の縦覧に供したところでございます。その際、併せて公述人の募集をいたしまして、17名の方から公述のお申し出をいただいております。

公聴会は、今回を含め計4回開催いたしますが、本日は2名の方に公述していただくこととなっております。

これからお伺いする公聴会での公述内容につきましては、最終的に作成する都市計画の案の参考意見とさせていただきます、都市計画の案が固まりましたら、都市計画法第17条に基づく縦覧手続を取り、再度皆様に都市計画案をお示しすることとなっております。

次に、本日の公聴会の運営について申し上げます。

まず、当公聴会は、公述人の方の御意見をお聞きする場として設けたものでございます。したがって、この場では御意見に対する都の見解を述べたり、質疑を行うといったことはいたしません。また、後日、本日の公聴会の議事録、御意見の要旨とこれに対する東京都の見解を文書にまとめ公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、本日、公述意見をお伺いする職員を紹介いたします。東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課長の櫻井でございます。

【公聴人（広域調整課長）】 櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】 続きまして、公述人の方に申し上げます。公述に当たりましては、まず、御自分の氏名と御意見の対象となる都市計画原案の名称を述べていただいた後、公述を始めてください。また、公述時間は10分以内となっております。制限時間となりましたらベルを鳴らしますので、時間をお守りになって公述をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、公述は、東京都都市計画公聴会規則第7条第1項の規定にのっとり、今回の都市計

画の原案に関する範囲内で御発言をお願いいたします。

最後に、傍聴人の方に申し上げます。受付にて傍聴に当たっての注意事項を配付いたしましたが、これまで申し上げました公聴会の趣旨等を御理解の上、円滑な会の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、公述を始めていただきます。1番目の公述人の方、よろしくをお願いいたします。

それでは、御自分の氏名と御意見の対象となる都市計画原案の名称を述べていただいた後、公述をお始めください。

公述整理番号	第 1 号
公述者氏名	■■■■■

【公述人】 氏名は■■■■■と申します。現在、小笠原村農業委員会の会長職務代理と東京都指導農業士をしております。今回、公述させていただく原案の名称は、島しょ部6都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてです。

では、公述を始めます。

私は現在、父島で専業農家を経営している者です。第1次産業の農家として提言いたします。小笠原の父島、母島は、約50年前の返還時より、全域4,401ヘクタールが自然環境の保全のため、都市計画区域に指定されています。今回、必要に応じて、都市計画の地域、地区の指定などについて検討するという都市計画公聴会が開かれるということで、意見を述べたいと思います。

今まで、国、東京都、小笠原村は、戦争中に強制疎開で村を離れなければならなかった旧島民とその子孫の帰島を目的に、いろいろな政策を行い、補助金を出してきました。しかしながら、返還後50年以上経過した現在、旧島民とその子孫は人口比率をどんどん減らしています。また、その人たちは戦前の住所に戻らず、ほとんどが復興支援都営住宅に住んでいます。

その一因は、父島、母島の全域が都市計画区域に指定されていることにあります。先祖の居住していた土地に建物を建てようとする、厳しい建築確認制度に阻まれて、物置小屋さえ建てるのが不可になっています。先祖が農業者であると、かつて畑の中に建っていた住居家屋、物置小屋、家畜舎、堆肥小屋、従業員宿舎が再建できず、帰島を諦めたり、農業経営を断念してきました。実際、帰島して営農を再開しようと、荒れ果ててジャングルに戻ってしまった農地を全額補助金で負担してもらって開墾し終わっても、かなりの農民は一度もその農地を利用することなく、再び荒れ地に戻っています。都市計画区域外であれば、一定面積以下の倉庫や小屋は建築確認は不要ですが、区域内は市販の小さなイナバ物置さえ置けません。今現在、ほとんどの島民はそのことを知りません。いざ、土地に建物を建てようとして、その事実を知らされて愕然とします。広い公道に面していない、公道と自分の土地の間に狭いながらも他者の土地がある、隣接している土地の所有者が不明である。戦前は問題なく母屋が建っていたのに再建できない。現在、辛うじて農業経営にこぎ着けた人

たちも、補助事業で作物用の農業ハウスしか建てられません。倉庫、作業小屋、休憩所、堆肥舎、冷蔵設備は、建築確認が取れなければ補助事業資金を調達できません。建築確認を受けた個人所有の農業用倉庫は、島内にほとんど存在していません。農業者は自費でセルフビルドするか、さもないと農機具や機械は野ざらしです。新規就農者、農業後継者が、経営開始、経営拡大でこの壁に阻まれて困っています。

農業者のほとんどが、畑のそばに戦前あった住居を再建できず、都営住宅に住み、通勤農業をしています。近年、築50年近いその都営住宅の劣化が激しくなって、内外の壁に亀裂ができ、耐震性も心配です。バリアフリーではなく、5階建てなのにエレベーターがありませんので、老人、要介護者が住みづらく、大変困っています。年を取れば、仕事に就くどころか、部屋から出られない、部屋の中を自分で移動できないという事態になっています。是非とも、都市計画区域の緩和をお願いいたします。そうすればかつて、山林に戦前住居があった農民の一部は、住宅を建てられる可能性があります。それができないなら、老朽化した復興支援住宅を普通の都営住宅に建て直し、バリアフリー、単身者用、ペット同居可能などの多様性豊かな住宅に進化させてほしいです。

次に、廃棄物処理施設、リサイクル施設のため、処分場や仮置き場の場所の確保を図ると原案にありましたが、都市計画区域に指定されているため、それらの計画も立案が困難であります。農業は、近年必要とされている循環型社会の実現に向けて必要な職業です。現在、当農園では20年以上にわたり、島内の生ごみの再資源化を実行している実績があります。これを進める小笠原村、東京都と提携するには、どうしても新しい事業を展開し、用地の確保、各組織との協力が必要です。その障害となっているのが、全島にかけられている都市計画区域指定です。全地域解除じゃなくて、一部の地域を指定外にすることを検討いただければと思います。

また、長年の使用で村のごみ焼却炉が劣化し、炉の改築を検討する時期に入っています。これを機会に、ごみの全分別を提案していますが、用地の確保が課題の1つです。

また、世界遺産の指定により、外来種の伐採が環境省より要求されていますが、やはり伐採した樹木の処理が課題として挙がっています。2年前に私が秋田に行って、秋田県の林業試験場で木材伐採チップの利用について指導を受けてきました。地域循環の中にチップの利用を取り入れる提案を、東京都、村、国有林にしています。さらに、その事業化に当たり、村内の就労困難者の雇用促進に絡めて、東京都推進の「ソーシャルファーム」として活用できないかと模索中です。

これらのことから、長きにわたった都の小笠原地区都市政策の見直し、組替えを御検討いただければと思います。小笠原村は全国の人口減少の町村とは異なり、若者の移住が盛んな地域です。子供の数も多く、就労世代の人口割合が高く、東京都が目指しておられる「循環型社会の形成に向けた方針」を積極的に行動できるエネルギーを持っていると思います。是非とも、これからの時代に、全国の見本、モデルとなるような人間と環境に優しい都市計画を立てていただけるよう、お願いいたします。

以上で私の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

公述整理番号	第 2 号
公述者氏名	■■■■■

【議長】 それでは、次の公述人の方、よろしくお願いいいたします。

それでは、御自分の氏名と御意見の対象となる都市計画原案の名称を述べていただいた後、公述をお始めください。

【公述人】 ■■■■■です。都市計画原案の名称、島しょ部6都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）小笠原都市計画区域です。

私は、当村都市計画区域及び小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区に土地と建物を所有し、そこに居住している者です。

まず、残念ながら、そもそも論から言わざるを得ません。

1、縦覧について。10分という制限時間の中での公述なので、公述は省略し、文書を御覧ください。縦覧図書は請求があれば貸出し、または無料コピー提供などの積極的情報公開方法で縦覧の公平さを担保していただきたいし、また、電話番号は正確に表記してください。

3、意見1、原案の記載30ページ、区域区分。原案については、区域区分は行わないとしています。しかし、小笠原では暫定措置法により農地法の施行停止が続いており、これを解除する見通しがありません。それゆえ、農業委員会の許可を必要とせず、農地の宅地、工場、商店などへの転用が自由かつ無秩序に行える状態であります。区域区分を行わないことによって、生活の安寧秩序が維持できない事態が起こっても、対策が取れません。また、民間金融機関等による宅地・建物の評価と、貸付けやリバースモーゲージ制度の利用ができず、特に高齢者の資産管理に不自由を来しております。よって、この計画は、区域区分は速やかに行われる必要があると考えます。

意見2、原案の記載31ページ、主要用途の配置の方針。原案では土地利用計画が現在あるということですが、これは強制力を持っていないということでもありますので、「地域地区の指定」が速やかに必要と考えます。

意見3、原案の記載31ページ、土地利用の方針。時間の関係で公述は省略し、文書を御覧ください。

意見4、原案の記載33ページ、災害に強い都市の形成に関する方針。これも文書を御覧

ください。

7、意見5、原案の記載38ページ、凡例、小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区。これは、海上からは見えない内陸部も対象としており、結構なものでありますが、おがさわら丸が二見港に入港する際に正面に見える扇浦地区が除外されております。扇浦地区は「集落地域」として定められ、そこの人口は父島の人口の約1割を占めます。「海上からの眺望、都市沿岸道路における良好な街並みの形成」という景観形成特別地区の対象とすることが必要だと考えます。

意見6、原案の記載38ページ、同じく景観形成特別地区。奥村に特別地区の飛び地があるということは分かりましたが、具体的にどこかということは、意見要旨提出までには分かりませんでした。その後、小笠原村から詳しく聞いたところ、飛び地には奥村交流センター、それから整備工場の地域、旧高校跡地ですが、含まれていないということです。景観上、大変よく目立つこの地域を除外する理由の説明を受けることができませんでした。小笠原諸島返還後、すぐに5階建ての奥村都営住宅と都立小笠原高校が建設され、当時の美濃部都知事が視察し、景観を台なしにすると激怒し、以後、都営住宅、職員住宅は、海から見えない清瀬の内陸部に建設されたという経過があります。この海上からもよく見える旧高校跡地が特別地域に含まれていないというのは不思議でなりません。ここを含めるということが妥当だと考えます。

意見7、同じく景観形成地区における色彩基準についてです。この色彩基準については、小笠原村は村民に対して何も広報をしておりません。色彩基準があるということを知らせていないということで、私も今回の公述をするために勉強して初めて知りました。また、この色彩基準の基本的な考えとなっているビロウ葺きの母島のローズ記念館の屋根と小港海岸の砂を基調とした現行色彩基準では、貧相な暗い印象しか与えておりません。山の緑、小笠原諸島の空と海を表す「ボニンブルー」系統色の屋根・壁も現在見受けられます。また、スオームするシロアリを誘引するような白からアイボリー系統を避けるということは、人とシロアリとのすみ分けをうたっている小笠原村にとって当然のことであると考えます。色彩基準制定が、村民の議論と選択の末、合意形成されたとは思えません。まず、現行の色彩基準を周知した上で、速やかに全面的に再検討することが望ましいと考えます。

色彩基準の遵守というのは、個人邸宅にあっては私有財産の侵害と受け止められかねません。しかし、屋根・壁の色が作り出す街並み景観は、個人の自由を尊重するものではあるが、社会性、公共性があります。憲法第13条で規定する私権の尊重と公共の福祉のバランス

スを村民に理解してもらわなければなりません。そのための努力を、東京都と小笠原村の行政当局は怠ってはならないと考えます。また、色彩基準遵守に村民を誘導するには、広報だけでなく、それに合った建築、あるいは補修による塗装工事に助成金制度の導入も欠かせません。現に、小笠原村ではシロアリの駆除・防除を行った建物の持ち主などに経費を助成しています。

よって、色彩基準遵守・誘導・促進のため、色彩基準に合った建物の建築・補修による塗装工事には、助成金制度の導入が不可欠と考えます。

全文を読むことができませんので、大変大ざっぱな公述になりましたが、文書で確認をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の公述は終了いたしました。公述人におかれましては、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、公聴会を終了いたします。本日はありがとうございました。